

## 南知多町地域防災計画【地震・津波災害対策計画】目次

### 第1編 総則

第1章 計画の目的	1
第1節 計画の目的	
第2節 計画の性格	
第3節 計画の構成	
第2章 本町の特質と災害要因	3
第1節 本町の地形・地質	
第2節 本町における既往の地震とその被害	
第3節 社会的条件	
第3章 被害想定	7
第1節 基本的な考え方	
第2節 地震・津波被害の予測	
第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	11
第1節 実施責任	
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	

### 第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進	15
第1節 防災協働社会の形成推進	
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
第3節 企業防災の促進	
第2章 建築物等の安全化	22
第1節 建築物の耐震推進	
第2節 交通関係施設等の整備	
第3節 ライフライン関係施設等の整備	
第4節 文化財保護対策	
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	
第3章 都市の防災性の向上	36
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	
第2節 防災上重要な都市施設の整備	
第3節 建築物の不燃化の促進	
第4節 市街地の面的な整備・改善	
第4章 島しょ部等における孤立対策	38
第1節 孤立危険地域の把握	
第2節 孤立への備え	

第5章	液状化対策・土砂災害等の予防	40
第1節	土地利用の適正誘導	
第2節	液状化対策の推進	
第3節	宅地造成の規制誘導	
第4節	土砂災害の防止	
第5節	被災宅地危険度判定の体制整備	
第6章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	43
第7章	避難行動の促進対策	48
第1節	津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備	
第2節	緊急避難場所及び避難路の指定等	
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	
第4節	避難誘導等に係る計画の策定	
第5節	避難に関する意識啓発	
第8章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	57
第1節	避難所の指定・整備	
第2節	要配慮者支援対策	
第3節	帰宅困難者対策	
第9章	火災予防・危険性物質の防災対策	67
第1節	火災予防対策に関する指導	
第2節	消防力の整備強化	
第3節	危険物施設防災計画	
第4節	高圧ガス大量貯蔵施設防災計画	
第5節	毒物劇物取扱施設防災計画	
第10章	津波予防対策	72
第1節	津波危険地域の指定	
第2節	津波防災体制の充実	
第3節	津波防災知識の普及	
第4節	津波防災事業の推進	
第5節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	
第11章	広域応援・受援体制の整備	78
第1節	広域応援・受援体制の整備	
第2節	応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
第4節	防災活動拠点の確保等	
第12章	防災訓練及び防災意識の向上	82
第1節	防災訓練の実施	

第2節	防災のための意識啓発・広報	
第3節	防災のための教育	
第13章	震災に関する調査研究の推進	90
第3編	災害応急対策	
第1章	活動態勢（組織の動員配備）	91
第1節	災害対策本部の設置等	
第2節	職員の派遣要請	
第3節	災害救助法の適用	
第2章	避難行動	107
第1節	津波警報等の伝達	
第2節	避難の指示	
第3節	町民等の避難誘導等	
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	116
第1節	被害状況等の収集・伝達	
第2節	通信手段の確保	
第3節	広報	
第4章	応援協力・派遣要請	128
第1節	応援協力	
第2節	応援部隊等による広域応援等	
第3節	自衛隊の災害派遣	
第4節	ボランティアの受入	
第5節	防災活動拠点の確保	
第6節	南海トラフ地震の発生時における広域受援	
第5章	救出・救助対策	138
第1節	救出・救助活動	
第2節	海上における避難救出活動	
第3節	防災ヘリコプターの活用	
第6章	消防活動・危険性物質対策	140
第1節	消防活動	
第2節	危険物施設対策	
第3節	高圧ガス大量貯蔵所対策	
第4節	毒物劇物取扱施設対策	
第7章	医療救護・防疫・保健衛生対策	146
第1節	医療救護	
第2節	防疫・保健衛生	
第8章	地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策	151

第1節	地域安全対策	
第2節	道路交通規制等	
第3節	道路施設対策	
第4節	鉄道施設対策	
第5節	港湾・漁港施設対策	
第6節	緊急輸送手段の確保	
第9章	浸水・津波対策	157
第1節	浸水対策	
第2節	津波対策	
第10章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	160
第1節	避難所の開設・運営	
第2節	要配慮者支援対策	
第3節	帰宅困難者対策	
第11章	水・食品・生活必需品等の供給	165
第1節	給水	
第2節	食品の供給	
第3節	生活必需品の供給	
第12章	遺体の取扱い	170
第1節	遺体の捜索	
第2節	遺体の処理	
第3節	遺体の埋火葬	
第13章	ライフライン施設等の応急対策	173
第1節	電力施設対策	
第2節	ガス施設対策	
第3節	上水道施設対策	
第4節	下水道施設対策	
第5節	通信施設の応急措置	
第6節	ライフライン施設の応急復旧	
第14章	住宅対策	179
第1節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	
第2節	被災住宅等の調査	
第3節	公共賃貸住宅等への一時入居	
第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	
第5節	住宅の応急修理	
第6節	障害物の除去	
第15章	学校における対策	185

第1節	津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
第2節	教育施設及び教職員の確保	
第3節	応急な教育活動についての広報	
第4節	教科書・学用品等の給与	
第4編	災害復旧・復興	
第1章	復興体制	188
第1節	復興本部の設置等	
第2節	復興計画等の策定	
第3節	職員の派遣要請	
第2章	公共施設等災害復旧対策	191
第1節	公共施設災害復旧事業	
第2節	激甚災害の指定	
第3節	暴力団等への対策	
第3章	災害廃棄物処理対策	193
第1節	廃棄物処理計画	
第4章	震災復興都市計画の手続き	196
第1節	第一次建築制限	
第2節	第二次建築制限	
第3節	復興都市計画事業の都市計画決定	
第5章	被災者等の生活再建等の支援	198
第1節	罹災証明書の交付等	
第2節	被災者への経済的支援等	
第3節	住宅等対策	
第6章	商工業・農林水産業の再建支援	201
第1節	商工業の再建支援	
第2節	農林水産業の再建支援	
第5編	南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	202
 (別紙) 東海地震に関する事前対策		
第1章	対策の意義及び東海地震に関連する情報	1
第1節	東海地震に関する事前対策の意義	
第2節	東海地震に関連する情報	
第2章	地震災害警戒本部の設置等	4
第1節	地震災害警戒本部の設置等	
第2節	警戒宣言発令時等の情報伝達	
第3節	警戒宣言発令時等の広報	

第4節	警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集・伝達等	
第3章	発災に備えた資機材、人員等の配備手配	15
第1節	主要食糧、医薬品等の確保	
第2節	災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	
第4章	発災に備えた直前対策	22
第1節	避難対策	
第2節	消防、浸水等対策	
第3節	道路交通対策	
第4節	鉄道	
第5節	バス	
第6節	海上交通	
第7節	飲料水、下水道、ガス及び放送関係	
第8節	生活必需品の確保	
第9節	病院、診療所	
第10節	小売店等	
第11節	緊急輸送	
第12節	警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	
第5章	町が管理又は運営する施設に関する対策	40
第1節	道路	
第2節	河川及び海岸	
第3節	港湾及び漁港	
第4節	農業用施設（ため池）	
第5節	不特定かつ多数の者が出入りする施設	
第6節	地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	
第7節	工事中の建築物等に対する措置	
第6章	他機関に対する応援要請	44
第1節	防災関係機関に対する応援要請等	
第2節	自衛隊の地震防災派遣	
第7章	町民のとるべき措置	46
第1節	家庭においてとるべき措置	
第2節	職場においてとるべき措置	